

令和元年10月23日

電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第28条第2項の規定による 指定旧供給地点の指定の解除について

中部経済産業局から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20190913 中部第9号
令和元年10月23日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

令和元年9月12日付け 20190905 中部第11号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

(別紙2)

【指定の解除事業者数 6事業者 指定解除旧供給地点群数 8地点群】

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
カニエJAPAN株式会社 (法人番号 9180001096813)	名探佐織団地
祖父江液化瓦斯協同組合 (法人番号 1180005010513)	祖父江住宅
大陽日酸エネルギー株式会社 (法人番号 5270001003672)	1. 鼓ヶ浦団地 2. イトーピア鈴鹿団地
東邦液化ガス株式会社 (法人番号:9180001022372)	1. 南豊駅前団地 2. 華西団地
名古屋プロパン瓦斯株式会社 (法人番号 3180001076267)	美和住宅
株式会社ミツウロコヴェッセル中部 (法人番号 5180001128355)	百々島団地